

那須町立小中学校児童生徒の保護者向けチラシ配信基準

適用日：令和6年7月1日（令和8年5月21日一部改正）

1 目的

町立小中学校教職員の働き方改革及び学校事務の負担軽減を図るため、公的機関以外の個人又は団体から依頼される児童生徒の保護者向けチラシ配信について必要な基準を定めるものとする。

2 配信する電子データの基準

配信を希望する電子データはPDF形式とし、原則5MB以下とする。

3 配信許可基準

学校教育、社会教育又は社会体育に関する展覧会、講演会、体験会、講習会等の催しについて、次の各号に該当するものを対象とする。なお、紙媒体での配布は原則行わない。

- ①児童生徒またはその保護者を対象としているもの。
- ②商工団体、各種協議会、自治会等が主催する公共性のあるもの。
- ③営利を目的とした集客及び商品等の周知でないもの。
- ④児童生徒の教育活動に有益であると判断されるもの。
- ⑤政治活動、宗教活動または暴力団その他反社会的勢力の活動と関連しないもの。
- ⑥その他教育委員会が適正と認めるもの。

4 配信の流れ

①配信を希望する場合は、那須町教育委員会に配信申請書を提出する。

※各学校では、配信申請を直接受けることはしない。

②教育委員会は、申請内容を確認し、配信の可否を申請者へ連絡する。

※申請から1週間程度で可否について返信する。

③教育委員会が配信を可とした場合は、町公式LINEアカウントにより、児童生徒の保護者向けに配信する。

④各学校による個別配信、児童生徒タブレットへの配信、紙媒体での配布及びチラシの配置は原則行わない。

5 配信単位

町公式LINEアカウントによる配信単位は、学校単位または学年単位を基本とし、配信内容に応じて教育委員会が決定する。

6 特記事項

①作文・絵画コンクール等の作品の取りまとめは原則行わない。

②教育委員会及び学校は、配信の可否、配信時期、配信後の反応、参加者数、収益等に関して、損害補償その他の費用負担は行わない。

③本基準に基づく配信は、教育委員会が適当と認めた情報を保護者向けに周知するものであり、各学校による配布又は配信を前提とするものではない。

④配信内容に関する問い合わせ対応は、申請者が行うものとする。

チラシ配信についてのQ&A

Q1	<p>なぜチラシ等の紙配布を原則行わないのですか？</p> <p>A) 学校の教職員は、授業、授業準備、児童生徒への指導、保護者対応、校務等、多くの業務を担っています。</p> <p>紙のチラシ配布は、仕分け、配布、残部管理等に一定の事務負担が生じるため、教職員の働き方改革及び学校事務の負担軽減を図る観点から、原則として紙媒体での配布は行わないこととしています。</p>
Q2	<p>紙媒体での配布を行う場合もありますか。</p> <p>A) 紙媒体での配布は原則行いません。</p> <p>ただし、営利を目的としたものではなく、児童生徒や保護者を対象とした無料招待券、無料入場券など、電子データでは代替し難く、紙媒体での配布が必要と認められるものについては、例外的に認める場合があります。</p> <p>なお、このような場合であっても、学校の負担軽減の観点から、可能な限りデータによる配信をご検討ください。</p>
Q3	<p>町及び教育委員会から後援名義使用許可を受けている場合は、公共性のあるものとして配信許可されますか？</p> <p>A) 後援名義使用許可を受けている場合であっても、それだけで配信を許可するものではありません。</p> <p>本基準では、商工団体、各種協議会、自治会などが主催する公共性のあるものを対象としており、配信の可否については、内容、対象、公共性、営利性、児童生徒の教育活動への有益性などを確認したうえで判断します。</p>
Q4	<p>子どもたちへの体験活動や習い事などの案内について、配信してもらえませんか？</p> <p>A) 月謝、参加料、受講料その他の対価が発生するものについては、営利性を伴う案内として、原則として配信の対象外とします。その場合は、新聞折込、広告掲載、団体のホームページやSNS等、学校及び教育委員会の配信によらない周知方法をご検討ください。</p>
Q5	<p>作文、絵画コンクール等の作品の取りまとめも原則行わないとあるが、作品の応募・提出はどのようにすれば良いのか？</p> <p>A) 学校及び教育委員会では、作品の取りまとめは原則行いません。</p> <p>出品する児童生徒からの直接出品となるよう、申請者において提出方法、郵送料等を含めてご検討ください。</p>

ご不明な点がございましたら、那須町教育委員会学校教育課へお問合せください。